傍 聴 要 領

津市子ども・子育て会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場で受付をし、係員の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。従って、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会場の秩序維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者が次に掲げる事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次の事項を守ってください。
 - (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと(脱水予防の水分補給は除く)。
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
 - (6) マスクを着用すること。